

公立大学法人神戸市看護大学法人印規程の一部を改正する規程をここに公布する。
2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第33号

公立大学法人神戸市看護大学法人印規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学法人印規程（2019年4月1日規程第35号）の一部を次のように改正する。

(改正前)						(改正後)					
第1条～第5条（略） （委員長等の印） 第6条（略） （1）～（3）（略） （4） <u>図書情報センター長</u> 第7条～第10条（略） 附 則（略） _____ _____						<u>図書館長</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u>					
別表第5（第6条関係）											
様式	法人印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課						
12	<u>図書情報センター長の印</u>	隷書	方24	<u>図書情報センター長の権限に属する事務</u>	経営管理課		<u>図書館長</u>		<u>図書館長</u>		
様式第12号						様式第12号					
公立大学法人 神戸市看護大学 図書情報センター長之印						公立大学法人 神戸市看護大学 図書館長之印					